

意見書

令和 5 年 1 月 9 日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府 木津川市

氏名

(電話番号 )

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

昨今、異常気象が多発しております。  
 当地域は過去に大水害が発生しており、  
 森林開発に反対します。

## 意見書

令和 7 年 1 月 10 日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

災害が発生した時 行政は  
どのような責任をとって自らえるのか  
心配です。

意見書

令和 5 年 1 月 11 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 28 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- イ 鳴子川の奈良線と流が幅と川底が広い
- ロ 鳴子川の土砂と雑草が多、為管理の明確
- ハ 木津川と鳴子川合流点の問題

## 意見書

令和 〇 年 / 月 / 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

返付

## 意見書

令和 5 年 / 月 / 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙(1枚)参照

## 太陽光発電施設の設置に対する意見書

『雷鳴を伴う大雨が夕方から降り出し、雨音で一睡も出来ないまま夜明けを迎え、TVでは山城南部地域に線状降水帯が発生し、一時間に50mmの降水量となっているとの情報が流されている最中に、突然防災無線で鳴子川が氾濫水位を超えており、至急の避難指示の緊急放送があった。

急いで鳴子川へ駆けつけてみると、目を覆う情景が飛び込んできた。北河原橋の橋桁に太陽光パネルが数十枚引っ掛かり、これで濁流が堰き止められて渦を巻いており、水位が上昇し、今まさに堤防上から氾濫しており決壊は時間の問題です。これは、想像していた通りの一番恐れていた人災に他なりません。』

上記は、昭和28年8月15日北河原地区で発生し7名の人命が失われた実際の状況を基に、太陽光発電の設置場所の大雨による土石流で必ず起きるであろう大災害の発生の様子を描いた内容です。

当地区は、鳴子川・不動川・天神川・渋川と北河原、平尾、棚倉地区には4本もの天井川があり、特に北河原地区は北に鳴子川、南に谷川、西に木津川に囲まれた府下にも例を見ない危険な「輪中集落」域であります。

このような場所の上流に太陽光発電の設置計画は全く無謀な計画で、許す分けにはいきません。

現在、鳴子川の上流で自然環境が守られていても、毎年30cmの土砂の堆積があり、5年に一度150cmの土砂の浚渫を必要とする特殊な河川です。

もし、この計画(却下されると思う)で上流の森林伐採が行われ、山肌を削り地表が剥き出しになれば上記災害は必ず起こります。

【災害は乱開発が基で人災としてやって来ます】

府の関係各位の皆様、我々の生命、財産を守る事も公務の一端と考えます。

太陽光発電施設の設置の申請に於いて良識ある判断をお願い致します。

《我々住民はこの計画に断固反対です。》

## 意見書

令和 5 年 7 月 13 日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神堂子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

私は [ ] に [ ] から移住して3年目です。

先日、旦那と当建設予定地に行ってきました。豊かな森林と、まっすぐに生息しているであろう鹿や猪等の野生の動物たちが共存している穏やかな景色が広がっていました。

ここに大規模な太陽光発電施設の建設が計画されていることに因り、一度壊した自然は元に戻らないことは近隣のみならず日本中、世界中で起きていることは周知のとおりです。

平成30年の西日本豪雨では、当時 [ ] に住んでおりましたので被災地の後片づけに行きました。その目にしたものは想像を絶する悲惨な現実でした。昨夜まで普通に生活していたであろう姿のまま土砂、水に流された家々が砂に埋もれていました。この地域でも昭和28年に同様の災害が起きている。( [ ] もこの地区も同じ風化花崗岩の山だと教えて頂きました。)

このような悲劇は繰り返してはなりません。防ぐことができるのですから…。

一地権者と企業の目先の小さな利益に囚われて、本当に大切なかけがえのないものを失うことの重大さを地域に住む一住民として強く心配しております。

そうでなければ自分たちの世代ではなく、次のまたその次の住民たちが自然を壊した代償を負うことになりかねません。

今、建設を中止し、未来も安心して暮らせる自然環境を守っていくことは、今ここに生活している私たちが担う役割です。

私たち人間も自然の一部であることを忘れてはなりません。

一人の意見書のかは小さいかもしれませんが、今ここで生活している地域住民の安全と安心を未来もずっと支援していくことこそが、行政の大切な責務だと思います。

ゆえに今回の鳴子川上流大規模太陽光発電施設建設には私達は断固反対すると共に、行政も反対の意向で動いて頂きたいと切に願います。



意見書

令和5年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市 [Redacted]

氏名 [Redacted]

(電話番号 [Redacted])

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

ア、現在の鴨子川の整備状況において安全の確保が心配。

イ、70年前の大洪水の言い伝え伝と下流域に住んでいる者として、  
何んどうに安全を保障してほしい

## 意見書

令和 5 年 1 月 14 日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

合同会社「<sup>木津川</sup>木津川」に対する反対意見

1. 鳴子川は「天井川」という川底が住宅地より高い構造となっている為土砂ががれきによる原因で高くなればなる程洪水のリスクが高くなります。鳴子川の上流で太陽光パネルの設置が原因で土砂の流出による土石流や洪水につながると思います。
2. 地球環境が将来ますます悪化する事が予想される中で気候変動による洪水の被害の報告も出ています。山城町も大雨による洪水の発生もいつ発生するのか誰も予想出来ません。
3. 設置業者が危険予知対策を十分取ったと思っても自然の猛威には対応する事は不可能と思います。
4. 森林や河川などは現状を維持しつづけて鳴子川周辺住民が安心して生活出来る環境を守って行く事が大事だと思います。
5. 私達 鳴子川周辺住民は大切な生命、財産を守り為に

**「太陽光パネルの設置」を断固 反対致します。**

以上

意見書

令和5年1月14日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市 [Redacted]

氏名 [Redacted]

(電話番号 [Redacted])

京都府林地開発行為の手続きに関する条例(平成23年京都府条例第25号)第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

森を消滅すれば生態系が崩れます。

[Redacted]の出没や猪の暴走など獣害が顕著化している中、彼らの餌や棲み処にたつ森を無くすことは生態系を乱すこととなります。近隣に住む者として日々の生活に危険を感じます。

また、森の消滅は自然災害の温床となります。

地質の事はよく分かりませんが、近くを流れる不動川は日本最初の砂防工事が行なわれた所と聞いています。砂の流出が川を堰き止め度々に氾濫を引き起こしたと。その原因の一端は、燃料に使うための山の木の伐採にあることです。地質的に同質と考えられる(距離が近いので)今、開発による木の伐採危険の上なることです。

翻って昨今、気象変動激化や生物の多様性の保護が叫ばれている最中、京都府としては脱開発、循環型社会への指針を打ち出しては如何でしょうか。森を残すことで環境への重要性を強調出来ます。更に、今年京都府に文化庁がやってきます。教育の観点から森と生き、生物との共存を推進すべきです。幸いにも隣接地に山城町森林公園があり連携した活動が望めます。山城町は近畿圏の外縁部に位置します。グリーン11ページンとして活用すること望みます。

意見書

令和5年1月14日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 京都府 木津川市

[Redacted box]

氏名

[Redacted box]

(電話番号

[Redacted box]

)

京都府林地開発行為の手續きに関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

意見書

私の住んでいる比叡原地区は、昭和28年頃の南山城国営公園  
天開川の鳴子川が、環境に多大な被害を受けました。  
太陽光発電設置業者は事業計画書を提出されたにもかかわらず、  
向後、また、多大な被害が起るのではないか、心配です!!  
今回の太陽光発電設置は、林地開発行為に、必ずしも

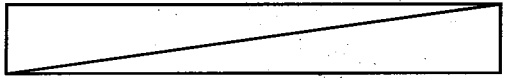
意見書

令和 5 年 1 月 14 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

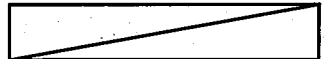
住所 京都府木津川市



氏名



(電話番号



京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

南山城大水害で (28.8.15) 伯母の家が全壊し  
 家族皆が流され去り (全員死去) (大阪からお盆で遊んでいた人も流されました (死去)  
 その後の佛採のこと私があとを見てもすが老令 (91 才) になり 毎日 杯や入っているようです。  
 そのような事の中で 太陽光は反対です  
 二度とこのような事がおこってほりません 子孫の事思ふと 心配ばかりです。

## 意見書

令和 5 年 / 月 / 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

昭和 28 年 8 月の鳴子川の決壊で北河原地区は流土し私の家も流れてしまいました。  
神童子の山の上での太陽光の開発で自然破壊し下流の私達の暮が大変心配しています。  
太陽光発電の計画を反対します。以上

## 意見書

令和 5 年 / 月 / 4 日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

※ 意見書は別紙に綴っています。

京都府公報(平成4年12月13日(火))に公告された内容に対して、意見書を提出します。  
鳴子川上流(神童子地区)内に【大規模な太陽光発電施設】を設置しようとして、林地開発  
(48、5ha)の事業計画書を京都府に提出されました。

私の住んでいる地域は、鳴子川下流(北河原地区)で鳴子川は天井川であります。

現在住んでいる家よりも鳴子川の方が上にあります。又鳴子川も曲線になっています。  
大雨が降るといつも心配して過ごしています。(年配の人で鳴子川の堤防に上り心配そう  
に見ておられる姿も時々見かけます。)

なぜかと言いますと、北河原地区は南山城災害(昭和28年8月15日)集中豪雨が原因で  
天井川の鳴子川堰堤が200mにわたって決壊して一帯が土砂に覆われしまいました。

北河原地区では、人的被害(死亡7名)・住宅被害(多数)の大きな被害を受けました。

南山城地域は風化した花崗岩地域であり、もともと崩壊や流出を起こしやすく、被害河川  
には天井川が多く短時間で増水したことも被害を拡大させた要因と言われています。

施工業者は前回と同様に今回も太陽光発電施設を設置するために、この様な土地を  
林地開発しようと京都府に事業計画書を提出されました。

近年の気象状況でいつ豪雨があるかも分かりません。鳴子川上流の地質などで大きな  
災害が起こる可能性があります。

施工業者は災害にたいして防水池など設置し対策を実施するとしていますが、災害と  
は計算上では計り知れない事が起こるのが災害です。

私の家族には、子供がいます。この子の為にも  
災害のリスクを一つでも無くしてあげたいのです。

以上の理由で、今回の鳴子川上流(神童子地区)での太陽光発電施設の設置に対する  
林地開発は断固反対します。

尚、施工業者は太陽光発電施設の設置を断念して、林地開発を行なう土地に植林を行  
なって土砂崩れが起きないようにして下さい。



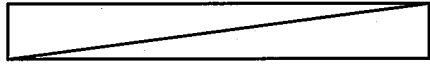
意見書

令和5年1月14日

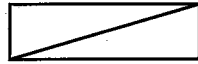
京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

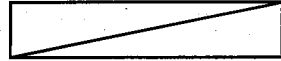
住所 京都府 木津市



氏名



(電話番号



)

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

祖母から昭和28年の災害の話を聞いています。

それはそれは、切實に恐ろしく怖い切實だと。

そんな恐ろしい思いを、子孫連や孫に経験させないで

安全で安心して暮らせる町であってほしいと願っています。

## 意見書

令和 5年 1月 14日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

天井川である鳴子川の下流側域に住む私達区民は、過去昭和 29 年の南山城災害により集中豪雨で鳴子川が崩壊し、住宅を流され財産や命までも奪われろと言う大変恐ろしく悲しい思いを経験してきた地域であります。

山の自然を破壊し大規模太陽光発電施設の設置には賛成できません、断固反対します。

第4号様式(第9条関係)

意見書

5年1月14日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所(地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者

氏名(地域団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話番号

京都府林地開発行為の手續に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

合同会社京都木津川代表社員 伊藤仁志

- 2 林地開発行為の目的

太陽光発電施設の設置

- 3 林地開発行為をしようとする区域

木津川市山城町神童子上り滝6番ほか

- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙の通り

備考 1 住所(市区町村名を除く。)、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)をいいます。)については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

別紙

意見書

令和5年1月14日

京都府知事 西脇 隆俊 様

住所 京都府木津川市

氏名

[Redacted]

[Redacted]

( [Redacted] )

記

私は昭和28年8月の南山城の水害を経験した者です。鳴子川が決壊して多くの家が流され、私の家も床上浸水となり大変な思いをしました。

地域全体の復旧工事に多くの日数と動力とお金がかかりました。

太陽光発電の設置のため樹木が伐採され山が壊され安全な事がある訳ありません。

生活環境に影響が無いような措置を掲げているのですが、それが十分に続けられるかも心配です。

集中豪雨になった時には下流はどうなるのか想像を超える事が起きることは間違いないのです。絶対にそれだけは避けなければならないのです。

また、太陽光発電の後処理は完全に山に戻して欲しいです。

以上

## 意見書

令和5年1月15日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号)

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成28年京都府条例第25号）第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

(別紙2枚参照)

## 太陽光発電設備設置に対する意見書

事業者、合同会社京都木津川、施工者㈱日建は以下の点から北河原区、区長、副区長区、地域を正確に認識していない。区、区民を軽視している。

- (1) 令和4年9月25日事業説明会の案内書配布において、北河原区長には来訪もなく無断で配布し、南平尾区副区長を北河原副区長と2度間違えて訪問、面談をしている。(事業者の経過説明文書に北河原区  副区長と記載されていた) 事業者は誤った認識で事実を正確に伝えていない。
- (2) 令和4年12月15日に行われた説明会の資料を配達証明付で北河原区前々区長に送付している。現区長には資料の送布、連絡がなかった点から地域組織を正確に認識し理解を求めようとする姿勢が感じられない。
- (3) 12月15日の説明会案内書を北河原区に日程等の都合を相談もなく一方的に配布された。この点からも区に対しての理解を求める姿勢が見受けられない。
- (4) 令和4年12月15日の説明会参加者に対して資料等の配布がなく、事業に対しての議論、質問など事業計画の内容を精査することができなかった。  
また令和4年12月15日に行われた説明会は事業者側の一方的な議事進行で終わり、再度説明会の開催を求めたが聞き入れず、住民が事業を理解することを目的にはしていない形式上の説明会だった。
- (5) この説明会に多くの区民が参加しなかったのは、3年前に同地域において太陽光発電の設置に対しての多くの反対署名を経て、条例が木津川市で設置された。このことから新たな建設工事は出来ないと思い、多くの区民は説明会に参加しなかった。

この様な点からこの事業者は地域住民に対し不誠実であり、到底信用できない。

昭和28年南山城大水害で鳴子川が決壊し、住民7名の尊い命が奪われ私自身の家も含め多くの人家が流失しました。現在も鳴子川(天井川)の決壊した個所(JR鉄橋下、L字型個所)下の危険な場所に私自身の住宅も含め、多くの家屋が流された経験を持つ住民が生活しています。現在も大雨が降る度に水害の懸念を抱えながらの生活をしています。この災害の懸念される場所に今回のような大規模太陽光発電施設の建設計画の話の聞けば、まず地形の変化により地盤が耐え切れず土砂崩れを引き起こし大きな災害が起こるのではないか?と懸念するのが必然である。

そこへ令和4年12月15日の説明会をめぐる事業者の不誠実な対応が不信感に拍車をかけているのである。

府の関係者の皆様、北河原地区、鳴子川下流から太陽光発電設備設置予定地までの、河川、山林の状態を視察して下さい。危険な地域であることが解ると思います。太陽光発電施設周辺は風化花崗岩質の不安定な地盤です。

この場所に山を削り、谷を埋め大規模メガソーラー発電所(48.5ha.14万坪)が建設されると想像するだけで恐怖を覚えます。

府は何故この災害が起こる可能性の高い危険な地域に地学調査や河川の整備、改修・補強工事を先に行わずに太陽光発電施設の事業計画書を受理したのかが疑問であり順序が逆である。地学調査や河川の整備等、この地域の住民が安心して生活が守られないままでの今回の事業計画では必ず大規模な災害を引き起こします。これは災害ではなく人災です。私たちは生命と財産、子孫を守るため太陽光発電施設の設置には断固反対致します。

京都府知事、府の関係者の皆様におかれましては、将来に禍根を残さぬよう賢明な判断をしていただきます様をお願い致します。

以上

## 意見書

令和 5 年 / 月 / 15 日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所

京都府木津川市

氏名

(電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成 23 年京都府条例第 25 号）第 7 条 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝 6 番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

森林は災害の防止や環境の保全等そこに住む人々の暮らしを守る公益的な機能があります。森林を伐採し開発する事は地域の生活環境に与える影響が大きいにも関わらず、地元住民や木津川市の同意を取り付ける事も無しに一方向に京都府公報に公告・公示された事は非常に遺憾です。1953年の南山城大水害を被災した地域の住民として神童地区大規模太陽光発電施設の設置に大反対です。



意見書

令和5年1月15日

京都府知事 西脇 隆俊 様:

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市 [Redacted]

氏名 [Redacted]

(電話番号 [Redacted])

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成28年京都府条例第25号）第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1. 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2. 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3. 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4. 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

大規模な表根伐採は土壌の保水力を低下させ大雨による土砂災害リスクが高まる。降雨量にあて危険度は変わり水害のおそれもあり反対です。

意見書

令和5年1月15日

京都府知事 西脇 隆俊 様

意見を提出しようとする者

住所 京都府木津川市

氏名

(電話番号)

京都府林地開発行為の手続きに関する条例（平成28年京都府条例第25号）第7条1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都木津川 代表社員 伊藤 仁志
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
木津川市山城町神童子上ノ滝6番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

住民の意見と聞かず無視し 大規模な太陽光発電施設を行う事は断固反対です。

大規模に森林を伐採すると、鳴瀬川下流に氾濫の起る可能性がある。又、環境汚染にもつながる。今後とて生活環境に於ける。

和達と同業と比べると、昨年大規模な太陽光発電施設を有するは断固反対です。

又、太陽光発電の弊害は大半中国製と聞いている。

また、日本の事を考えた時に、立地するべきである。

税金を払って住民の利益が得られる事に使うべきである。

断固反対です。151 ページ